

大阪広域環境施設組合規則第2号

大阪広域環境施設組合契約規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合契約規則（平成26年規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(不当な取引制限等に係る損害賠償)</p> <p>第54条 請負契約又は買入れ、借入れその他の契約（売払、貸付及び不動産に関する権利の設定契約を除く。）の契約者（以下「請負等の契約者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本組合に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下本条において同じ。）の100分の20に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。</p> <p>(1) 請負等の契約者が、当該契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「<u>独占禁止法</u>」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法<u>第7条の9第2項</u>又は第20条の2から第20条の6まで</p>	<p>(不当な取引制限等に係る損害賠償)</p> <p>第54条 [同左]</p> <p>(1) 請負等の契約者が、当該契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下<u>独占禁止法</u>という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法<u>第7条の2第4項</u>又は第20条の2から第20条の6までの</p>

<p>の規定による命令を除く。以下「<u>納付命令</u>」という。)をいう。以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。)</p> <p>[(2)~(4) 略]</p> <p>[2~4 略]</p>	<p>規定による命令を除く。以下<u>納付命令</u>という。)をいう。以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。)</p> <p>[(2)~(4) 同左]</p> <p>[2~4 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。